

栃木県病害虫総合防除計画の策定について

令和6（2024）年4月

I 背景・経緯

- 地球温暖化による気候変動や人・モノの国境を越えた移動の増加等による病害虫の分布の拡大、侵入・まん延のリスクの高まりや、化学農薬低減等による環境負荷低減が課題
- 薬剤抵抗性が発達した病害虫に対応し、発生の予防を含めた総合防除^{※1}の普及が急務
- このため、国は改正植物防疫法に基づき「指定有害動植物^{※2}の総合防除を推進するための基本的な指針」を公表
- 各都道府県も地域の実情に応じた「総合防除計画」を策定し公表

II 栃木県総合防除計画（案）の概要

1 策定の趣旨

国の「指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針」を踏まえ、本県で生産される農作物の栽培状況や病害虫の発生実態等を考慮し、「とちぎグリーン農業推進方針」に則して「栃木県病害虫総合防除計画」を策定し、本県における総合防除を普及促進する

2 本計画の位置づけ

植物防疫法第22条の3第1項の規定に基づく県の総合防除計画

3 総合防除に関する基本的な事項

病害虫の発生しにくい環境を整備する「予防」、防除の要否や時期の「判断」及び多様な手段による「防除」の3つの視点で総合防除の取組を推進

4 指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容

植物防疫法施行規則第40条に規定する指定有害動植物17作物104種（いねのいもち病、いちごの炭疽病等）及び本県において特に重要として発生予察調査を実施している指定外の病害虫15作物50種（いちごの萎黄病、にらの白斑葉枯病等）について総合防除の基本的内容を規定

5 法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項

- 異常発生時防除を行うべき区域及び期間、その他必要事項の告示
- 関係機関・団体が役割分担のもと、適切な防除の推進
 - ・ 県段階 栃木県病害虫緊急防除対策会議の設置
参集範囲：県、農業関連団体等
 - ・ 地域段階 地域病害虫緊急防除対策会議の設置
参集範囲：県、市町、農業関連団体等

6 病害虫防除に係る指導の実施体制等

県、市町及び関係団体、農業者の役割分担を規定

7 農薬適正使用の推進

栃木県農薬の適正使用による農産物の安全性確保に向けた基本指針に基づく農薬適正使用の推進

※1 総合防除：予防、判断、防除の各段階で、適切な防除方法を組み合わせる病害虫防除体系（IPM）

※2 指定有害動植物：国内の分布が局地的でなく、急激にまん延して損害を与える傾向があるため、防除に特別な対策を要する病害虫として農林水産大臣が指定するもの